

発達についての相談所一覧

※本ページは、全国の発達障害に関する機関の情報から一部抜粋してご紹介しており、全てを網羅するものではありません。あらかじめご了承ください。

機関	名称	特徴・役割
医療機関	児童精神科・発達障害を標榜する小児科	専門医が発達に関する相談に対応、診断や治療を行っています。
	心療内科	
発達支援機関	児童発達支援センター	発達障害に関する相談を受け付け、必要に応じて関係機関と連携した支援を行っています。
	児童発達支援事業所	
	発達障害者支援センター	
関係諸機関	子育て支援センター	乳幼児のいる親子の交流や育児相談、情報提供を行っています。
	乳幼児検診の保健師	状況に応じて専門職の紹介やサポートを提供してくれます。
	保育園・幼稚園・小学校の先生 特別教育支援コーディネーター（学校に配置）	
	地域の保健所・保健センター	
	市区町村窓口（児童福祉関係課・障害福祉関係課・子ども関係課）	
	福祉事務所	
	市区町村の児童家庭相談窓口（子ども課・家庭相談課等）	
	児童相談所・児童相談センター 児童家庭支援センター	18歳未満の子どもやそのご家族を対象として、子育てや教育の悩み、発達障害、子どもの行動上の問題などについて相談することができます。
	教育センター	高校生相当の年齢までの子どもやその保護者、学校関係者を対象として、不登校やいじめ、発達障害など、教育場面での悩みを中心に相談することができます。
	地域の当事者団体・交流サイト	同じ立場の人の話が聞けたり、悩みを相談することができます。